

浄化槽法定検査を必ず受けましょう

浄化槽管理者（浄化槽をお使いの方、お持ちの方）は、保守点検・清掃・法定検査を実施する必要があります。

法定検査

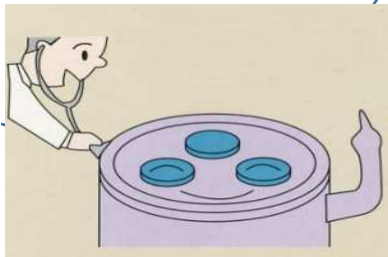
浄化槽の工事や保守点検・清掃が法律の規定通りに実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するための検査です。この検査により機器の故障が見つかったこともあります。使用開始後（7条検査）と年1回（11条検査）定期的に受験する必要があります。



保守点検

年に数回、浄化槽周辺の機器の点検、調整、修理などを行います。西宮市の登録を受けた、民間業者との契約が必要です。

※保守点検を実施した際に、業者から受け取った記録票は3年間保存してください。



清掃

浄化槽を使用していると、汚泥が溜まってきます。年1回以上、浄化槽内に溜まった汚泥などを吸引除去し、内部を洗浄します。西宮市の許可を受けた民間業者との契約が必要です。

※清掃を実施した際に、業者から受け取った記録票は3年間保存してください。

法定検査とはどんなことをするの？

○水質検査

浄化槽から排出される水の検査をします。（生物化学的酸素要求量（BOD）、透視度、残留塩素濃度等）

○外観検査

浄化槽の機能等に異常がないか調べます。

○書類検査

保守点検・清掃の記録票等から、保守点検や清掃が適正に行われているかを調べます。

どこが法定検査をおこなうの？

兵庫県が指定した（一社）兵庫県水質保全センターが実施します。裏面のお問合せ先をご参照ください。

法定検査の料金は？

◆消費税はかかりません。 ※11条検査

処理対象人員	浄化槽（合併処理）	みなし浄化槽（単独処理）
20人以下	5.700円	5.500円
21～50人	8.100円	69.00円
51～100人	11.500円	8.100円
101～300人	17.300円	15.000円
301～500人	19.700円	17.300円
501～1000人	23.100円	19.700円
1001人以上	26.600円	23.100円

よくある質問

Q 浄化槽の維持管理は、
なぜ必要なのでしょう。

A

下水処理場と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。しかし使用方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうこととなり、生活環境を悪くする原因になってしまいます。

Q 保守点検業者と契約しているのに
法定検査も受けるのですか？

A

すべての浄化槽は、法定検査を受けなければならないと、浄化槽法で定められています。法定検査は、浄化槽の設置や保守点検、清掃といった維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと発揮されているかを第三者機関である指定検査機関が確認するためのものです。保守点検業者と契約していても、指定検査機関による法定検査の受検が必要です。

Q 法定検査を受けた結果、「不適正」の
通知を受けましたが、どうしたらいいのでしょうか

A

指定検査機関から浄化槽管理者へ提出される検査結果書には、
1,適正、2,おおむね適正、3, 不適正の3段階の判定が記載されます。
このうち「不適正」の判定が記載されている場合には、浄化槽が正常に動いてなかったり放流水が不衛生な状態になっているので、検査結果書に従って工事業者や保守点検業者に相談し、適切な処置をしましょう。

兵庫県知事指定浄化槽検査機関

一般社団法人 兵庫県水質保全センター（浄化槽検査課）

〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8号

TEL (078) 306-6021 FAX (078) 306-6038

HP <http://www.hyogo-suishitsu.jp/houteikensa/houteikensa.html>

E-mail : kensaka@hyogo-suishitsu.jp



【発行】

西宮市環境局環境事業部美化第3課

〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目3 TEL 0798-33-0779 FAX 079835-9169

